



「高額当選しました」「お金をあげます」などの

# 詐欺メール に注意!



## 事例 ～あんしんすこやかセンターからの報告～

突然、メールで「〇〇という女性が亡くなるようとしている。彼女には300億円の資金があり、2人1組の計20組に、一人当たり7.5億円の生前贈与を希望している。…手続きのための手数料を払ってもらえれば贈与される。」というメッセージが届いた。

やりとりを始めると、コンビニで電子マネー（プリペイドカード）を買って、カードに記載の番号を知らせるよう指示された。

## ■ 様々な詐欺メールが横行しています

「宝くじに当たりました」「高額当選しました」「遺産をあなたに譲ります」など様々な詐欺メールを送り、手数料などの名目でお金を振り込ませたり、コンビニエンスストアなどで電子マネー（プリペイドカード）を買って、番号を知らせるよう指示する手口の詐欺が横行しています。

## ■ 絶対に連絡しない!

「不審なメールだけど、〇〇円の手数料ぐらいなら一度支払ってみようかな…」こんな気持ちからやり取りを始めてしまうと、支払った分を取り戻したい心理が働き、なかなかやめられなくなることも考えられ、被害額はどんどん膨らみます。手数料等を支払っても、賞金や当選金は受け取れません。一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。**絶対に連絡してはいけません。**

## ✍️ アドバイス

- 申し込んでもいない宝くじや懸賞に当選することはありません。
  - 不審なメール、身に覚えのないメールは無視。開かずに削除!
  - 電子マネーの購入を求められても購入しない。クレジットカード情報は入力しない。
  - メール等がしつこく送られてくる場合は、携帯電話会社が提供しているメールブロックサービスの利用や、メールアドレスの変更を検討する。
- おかしいなと感じたり不審に思った時は、すぐ警察に相談しましょう。**

# 高額な 家庭用蓄電池 の勧誘トラブル に注意！



## 事例 ～必要ないけど親切そうだったのでつい署名した(200万円)～

介護士が介護サービスのため利用者宅を訪れると、「見積兼請求書200万円、内訳・家庭用蓄電池等150万円、ほか諸経費50万円」と書かれた書類を発見した。

本人に確認すると、「親切そうな人だったので話し込んでいた。時間が遅くなったので署名した。」と聞いた。本人宅には以前からソーラーパネルが設置され蓄電池が作動しており、本人は必要性を感じていない。

## ■ 家庭用蓄電池の契約トラブル急増

「枯渇しない」エネルギーとして注目される太陽光発電は、余った電力の買取制度の後押しで、戸建て住宅での普及率は1割を超えます\*。10年間の固定価格による買取期間が過ぎると買取価格が大幅に減額します。そこで、余った電力は「家庭用蓄電池」に溜めて、夜間や災害時に備える方法がありますが、購入時のトラブルが報告されています。

※12.3% 出典：2020年度「建て方別太陽光発電システムの利用率」環境省

## ■ 突然の訪問で「この値段は今日限り」の提案に注意

事業者の突然の訪問をきっかけに「この値段は今日限り」と急かされる、長時間の勧誘で十分な検討ができないまま契約、太陽光発電設備の無料点検の際に家庭用蓄電池を勧誘されたケースがみられます。また、太陽光発電設備がない消費者にも「電気料金が安くなる」との虚偽の勧誘もありました。

## ■ 突然の訪問、その場では契約しない！

上記の事例のように200万円を超える契約もあり、家庭用蓄電池は多くが高額で、契約形態が複雑な商品です。その場で契約せずに複数社を比較検討し、契約するときは契約書の内容をしっかりと確認しましょう。

また、訪問販売による契約は、クーリング・オフの対象です。ただし、期間や条件によってクーリング・オフができない場合や、逆に期間を過ぎていてもクーリング・オフができる場合もありますので、お早めに消費生活センターへご相談ください。

# 住宅を借りる時は、 いつか出ていく 日のことまで 考える。



## ■ ずっと先のことまで考えて借りる

2月と言えば、大学入学、転勤などで新しい土地で賃貸住宅を探す人も多いのではないのでしょうか。その時の注意点は「いつか出ていく日」のことを考えることです。

賃貸住宅の契約期間は長いと何年にもなります。後悔しないよう契約する前に、契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容をよく確認しましょう。

## ■ 契約内容は慎重によく確認する

重要事項説明を受けた後、賃貸借契約を交わします。契約をしてしまうと、記載内容と通りに実行されますので、契約前に、記載内容に自分にとって不利な項目がないかしっかり確認してください。また「入居申込書」はあくまで契約前の段階の書類であり、賃貸借契約書ではありません。契約は成立していませんので、交渉は可能で、納得できず契約に至らなかった場合、申込金は返還されます。

また、住んでいれば、水漏れ、設備の不備、近隣住民とのトラブルなど、予期せぬことが色々起こる可能性があります。入居後のトラブルは誰が対応してくれるのか、契約前に確認しておきましょう。

## ■ 「いつか出ていく日」のための準備

退去時の「原状回復」に関する相談は毎年とても多いです。特に、「敷金」と退去時の「原状回復」費用との精算でトラブルにならないよう、入居する時には、賃貸住宅の現在の状況（傷や汚れ）をよく確認し、写真で記録に残しましょう。キズや汚れ等を借主と貸主のどちらに修繕義務があるのか？借主の原状回復は何処までが責任なのかを、契約前に確認し、過重な負担があるなら、契約内容の変更を求めましょう。

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン※」を参考に交渉しましょう。

※原状回復のトラブルを防止する目的で、国土交通省が原状回復の費用負担等についてとりまとめたもの

# ネットショッピング。 口コミが良いのに、 意外と良くない商品 が届く理由。



## ■ ネットショッピングの口コミ

私たちは自分の考えがまとまらない時は「誰かの意見」をととても参考にします。

特に実物を見ることが出来ないネットショッピングでは、迷った時の判断材料として、実際に利用した人が書いている「口コミ」はとても参考になります。しかし、好意的なコメントを書いて印象を良くする「サクラ」のような操作された「口コミ」の可能性もあります。良い口コミで集客を図るため、「購入後、★5つの評価をしたら商品券を送る」という業者もいます。

### 口コミを鵜呑みにしない方法

- ・ 口コミ評価(レビュー)の分布に妙な偏りがある(高評価(★5つ)に集中している等々)。
- ・ 発売直後なのにレビューの数が多過ぎる。
- ・ 投稿日が数日間に集中している。
- ・ 文字数が同じ。
- ・ 特徴や使い方など説明が異常に詳しすぎる。 等これらの口コミは要注意です。

企業からお金をもらっているにも関わらず、中立的な消費者を装って、良い評価を投稿する「ステマ※」かもしれません。「口コミ」を上手に参考にして賢い買い物をしましょう。

※ステマ…ステルスマーケティングの略語。実際には事業者による広告や宣伝であるのに、そのことを一般消費者から見てわかりにくいように隠して行われる表示。

## 悪質商法や契約トラブルなど、 消費生活に関する相談は神戸市消費生活センターへ

### 電話相談

消費者  
ホットライン **い や や**  
188

平日：9:00～17:00（平日は078-371-1221でもつながります）  
土日祝：10:00～16:00（(独)国民生活センターにつながります。12/29～1/3除く）

### オンライン 相談

神戸市消費生活センターホームページの相談入力フォームより。初回のみ受付。  
引き続き相談をご希望の場合は、電話で伺います。

来訪相談は事前予約制。まずは電話にて相談を伺いますので、  
来訪日時を相談員と決定してください。  
神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階  
平日：9:00～16:30（12/29～1/3除く）

消費生活センター  
ホームページ



よくある相談事例  
やトラブル情報は  
こちらをチェック

オンライン相談



ホームページから  
オンラインで相談